

(部内資料)

看護婦派出婦等の職業紹介に関する通牒集

(自昭和二十三年
至昭和二十六年)

労働省婦人少年局

昭和二十三年六月十四日

労働省 職業安定局長

各都道府県知事 殿

労働者供給事業の禁止に伴ふ看護婦派出婦等の
職業紹介に關する件

労働者供給事業の禁止に伴ひ、従来からの看護婦、派出婦会等の行つていた労働者派出行為はすべて禁止されたわけであるが、看護婦派出婦等の派遣事業については職業安定法に於て認められた方法手段によつて合法的に運営せられるよう、夫々研究実施しておられるところと存するが、公共職業安定所において行ふ看護婦派出婦等の職業紹介については別記要領御参考の上各地方の事情に應ずる運営を行ひ、これら臨時派遣労働者に対する職業安定機関の紹介あつた旅を積極化する趣にしたい。

別記 (一)

看護婦会、派出婦会、家政婦会等の行う看護婦、派出婦、家政婦等の派遣行為禁止に伴う措置要領

一、主眼

- (一) 労働者供給事業の禁止に伴ひ、従来からの看護婦会派出婦会家政婦会等（以下派出婦会という）所屬の看護婦、派出婦、家政婦等（以下派出婦という）を公共職業安定所に登録して紹介あつた旅する。
- (二) 派出婦の多くは戦災者、引揚者並びに遠隔地出身者等であつて派出婦会の解散に伴ひ、宿舍を失

ふこととなるので宿舍のあつ旋を必要とする。

(三) 派出婦の需要は極めて多く、且つ緊急を要するので努めて多くの派出婦の確保を必要とする。

(四) 労働者供給事業を行ふ派出婦会の残存と発生を防止する爲に公共職業安定所の次の手段を講ずる。

1. この業務奉仕の強化徹底

2. この業務取扱の一般の周知徹底

3. 旧業者に対する嚴重な監視

二、諸般の整備

(一) 公共職業安定所に派出婦係の設置

(二) 導冊並に諸票の整備

1. 求人票

2. 求取登録票

3. 紹介状

4. 登録名簿

5. 労働者供給事業に関する書類の整理編綴

6. 登録派出婦の氏名札の作製

(名札の表面は墨書(持続者がある事を示す)裏面は朱書(派遣並に不在中である事を示す)各寮居室並に不在の別に分類揭示して処理する)

三、周知伝

(一) 旧業者関係に対する周知事項

労働者供給業者並びに所屬派出婦との協議会を開催し、次の事項について打合せをなす

1. 労働者供給事業禁止の趣旨及禁止に關しての処罰事項の徹底

2. 所属派出婦の現況

3. 従来の派出状況

4. 公共職業安定所に於ける派出業務運営方法

5. その他派出業務に関する参考事項

(二) 一般に対する周知事項

一般公衆に対し趣旨の徹底を図るために次の事項を行う。

1. ラジオ放送

2. 新聞による報道

3. ポスターによる宣伝

4. 病院、医配に文書による宣伝

5. 需要家に対するビラ宣伝

配付先、医院、病院、理髪店、浴場、官公街、衛生組合、美容院等

(配付ビラの見本)

求人求職其他職業の御用談話
看護婦家政婦派出婦の御申込は

電話	番 (夜間用)
番	

〇〇公共職業安定所へ

四、紹介のあつ旋

丁看護婦、派出婦、家政婦等職業紹介要領に（別紙）を定めて、このあつ旋を行う。

五 寮の運営

(一) 看護婦及び派出婦の宿舍設置

適切な宿舍施設のない場合には従来の派出婦会の宿舍を当分の間公共職業安定所の委託寮として運営する

委託寮には次の看板を掲示する

〇〇公共職業安定所委託

看護婦〇〇寮

(二) 寮の運営は看護婦の自治とし、互選による代表者を置いて民主的に運営する

(三) (1) 寮費(会費・食費)は寮所有者、看護婦、両者協議の上協定する

(2) 公共職業安定所と連絡のために使用する電話料は寮員の負担とする

(3) 寮費、電話料の外には、寮所有者が寮員からいかなる名義でも財物利益を受ける事は許されない。

(4) 寮費、電話料の支払は月末計算とする

一、方針
看護婦、派出婦、家政婦等の職業紹介要領

職業安定法施行に基づき従来行われていた看護婦会、派出婦会等による看護婦附添婦、家政婦等へ以下派出婦会と云う)の派出事業(労働者供給事業)の禁止に伴ひ、公共職業安定所においてこれら派出婦の職業紹介業務を取扱ふこととし派出婦の需要供給の円滑な運営を図る。

二、求 人 の 受 理

- (一) 求人 の 受理 は 派出 関係 において これ を 行 う
- (二) 求人 申込 は 求人 票 に 上 る
- (三) 求人 申込 は 夜 間 休 日 に 拘 ら ず これ を 受理 す る
- (四) 求人 票 に は 特 に 左 の 欄 を 新 設 し て 特 に 記載 す る こ と を 要 す る

1. 派出 先 の 所 在 地 及 び 派遣 の た め の 道 順

2. 應 答 の 姓 別、年 令、病 名

3. 派遣 の 時 期、緊 急 度 (緩) 二、三 日 以 内 に 派遣 を 要 す る も の

(普) 一 日 以 内 に 派遣 を 要 す る も の

(急) 速 刻

(五) 夜 間 及 び 休 日 に 受理 し た 求人 に つ い て 日 直 員 は そ の 翌 朝 係 主 に 連絡 す る。

三、求 取 の 受 理

(一) 求 取 の 受理 は 派出 係 において これ を 行 う

(二) 求 取 申込 は 派出 係 求 取 登 録 票 に よ る

(三) 求 取 登 録 票 は 一 般 の 取 扱 紹介 に 使用 さ れ て い る 求 取 票 に 特 に 次 の 欄 を 新 設 し て 使用 す る

1. 本人 の 性 格、性 行、其 の 他 紹介 上 参 考 と な る 必 要 事 項

2. 看護 婦 に 関 し て は 免許 状 の 種類

3. 求人 者 の 申込 に 迅速 に 応 じ 得 る た め の 求 取 者 の 居 宅 附近 の 目 録 及 呼 出 電 話 番 号

(四) 求 取 登 録 票 は 取 扱 別 に 分 け 派出 待 機 の 順 に 整理 す る

四、招 介 あ つ 旋

(一) あ つ 旋 は 原則 と し て 輪 番 制 と す る

但特殊の病人の場合又は求人者よりの指名がある場合は特定の者を派遣することがある。

(二) あつ旅を行う場合は求取者を来所せしめて紹介状を交付し、搬行させる。但し急を要する場合には特別に指示して求人先へ直行させ紹介状は求人者に後送する。

(三) 夜間及び休日紹介あつ旅を了した場合には公共職業安定所の当直、日直員は翌朝係主任に連絡する。

(四) 派出婦の派出期間が終了したときは派出婦をして紹介状の片面である連絡表に派遣先から所要の事項の記載をうけた公共職業安定所に持参報告させる。

五、業務運営協議会

派出婦派遣運営の円滑を期するために主要求人者派出婦公共職業安定所長の三者をもつて組織する業務運営協議会を毎月一回以上開催する。

六、その他

(一) 不良求人者についてはその実情を調査記録し、梅毒のあつ旅の参考に資する。

(二) 派出婦の去就を明確に把握するために登録者の名札を作製して寮、居宅並びに不在の別に分類掲示し、毎朝その動静を調査確認の上派出及び不在の者は朱書符箋中のものは墨書として整理する。

紹介状の様式（参考）

紹介状番号（ ）

紹介状

昭和二十三年 月 日付の御申込により左記の者を派遣致しますから宜しくお願ひ致します

昭和二十三年 月 日

〇〇公共職業安定所長
電話 番

殿

氏名	現住所	資金に充てる事項
才		

- お
- 派遣された者は派遣目的以外の仕事には使用せぬよう願います
 - 患者の重軽症にかゝわらず派遣されたものに対して一昼夜を通じて八時間睡眠を与へ徹夜を要する時は交番をお願いします
 - 派遣された者の往復旅費、食費、寝具は貴殿の負担であります

ハ
4. 派遣されたものの伝染病の看護に従事中感染した場合は貴殿において実費を負担して下さい

5. 消毒は派遣された者の生命であります。患者の看護中消毒薬を請求しました時は直ちに御与へ下さい

6. 賃金の支払は十日毎に直接本人にお願ひ致します

7. 患者一名を増す毎に賃金の二割増を御願ひ致します

8. 派遣期間が終了しましたら左記の連絡表に夫々御記入の上派遣された者に公共職業安定所へ持帰らせて下さい

職業安定法の規定によりまして従来看護婦会、派出婦会、家政婦会等の派出紹介は三月一日より禁止されましたので当公共職業安定所が看護婦派出婦会家政婦等のお世話を致し皆様の御要求に応ずることになりましたから今後積極的に御利用下さる様願ひ上げます

切取線

紹介番号

連絡票

求人者住所

〇〇職業安定所長殿

派遣された者の氏名

勤務時間

賃金支払総額

自昭和 年 月 日

至昭和 年 月 日

(求人者の御希望事項(御希望や御気付の点がありましたら本欄を御利用下さい))

看護婦等の取業紹介

〇六三〇〇——目的

取業安定法の施行に伴い、従来看護婦会によつて行われていた看護婦の派遣事業は禁止されるに至つた。取業安定法においては看護婦の社会的使命とその有する技術的性質に鑑み、特に労働大臣の許可を受けた場合は営利有料の取業紹介事業としてこれを経営することを認めているが、公共取業安定所においても公共福祉の増進と看護婦の取業安定のため積極的にその取業紹介を行ふ必要がある。

本手引はこれらの目的を達成するに必要な公共取業安定所における看護婦の取業紹介の手続を規定したものである。

派出婦、家政婦を取業紹介により派遣する行爲は看護婦の派遣に類似しているので、派出婦家政婦の取業紹介の取扱いは看護婦の取業紹介の手続を準用する。

〇六三一〇——看護婦の取業紹介の特質

看護婦とは国家試験に合格し看護婦としての資格の免許を受けたものである。看護婦は公衆福祉の増進上極めて重要な任務を担う政府においてもその地位と素質の向上に努めているものである。従つて派出婦、家政婦のような一般的な家庭使用人とは本質的に異なるものである。

更に看護婦の業務は一級家庭又は病院等から昼夜を問わず突発的に急速なる要求があることを常態とするので従つてその取業紹介もこれらの特質に即応するよう總てが計画的に準備されそれらの病症に適切せる技術と経験とを有する看護婦が要求に応じ正当なる労働条件の下に急速に充たされて行くよう取扱われなければならない。

〇六三二〇——看護婦係の設置

看護婦の取業紹介の取扱いの多い公共取業安定所においては特に看護婦取扱いの専門係員を配置すること

が必要である。

この係員は求人者である一般家庭又は病院に對して看護婦を必要とする病症に適応した技術と経験とを有する看護婦を紹介することを目的とするものであるからできる限り看護婦の資格ある者を採用するようになければならない。

〇六三三〇——求人の受理

求人者の受理は一般職業紹介業務の手引によることとするも看護婦職業紹介の特例に鑑み特に左の點に注意しなければならない

α 求人者の申込は執務時間外（早朝、夜間、休日、の別を問わない）においてもこれを受理すること。

なお執務時間外における求人受理については当直員に對し特に注意しおき事務上齟齬をきたさないよう努めること。

β 求人票

求人票の記入については左の點に注意すること。

(1) ① 選考欄中略四欄に求人者の住所及びその道順を記入すること。

(2) ② 備考欄を活用して次の事項を記入すること

・看護を要する者の性別、年令、病名、病症、看護の内容等求人者が特に指定した看護婦、氏名、

年令

〇六三四〇——求人の受理

求人の申込は一般職業紹介業務手引によることとし看護婦職業紹介の特例に鑑み特に左の點に注意しななければならない

α 求取票には特に次の點を明確に記入すること

(1) 本人の特別な技能（伝染病、肺結核、小兒科病、乳兒保護事業、学校衛生等の別）経歴年數、勤

(2) 看護婦免許状（甲種又は乙種の別）免許年月日、番号、都道府県名

木駄乗は甲種、乙種別（何れも氏名のイロハ順）に分けて整理編綴し看護婦登録台帳とすること

み 登録看護婦については本人の内容に従いそれに適応する技能、経歴を有する看護婦を紹介するよう努めること、但し本人者より指名ある場合は此の限りでないこと、

紹介を行う場合は登録看護婦を公共職業安定所に出頭せしめ紹介状を交付し携行せしめること、但し急を要する場合は宿舎より本人先へ直行させて差支えないこと。

看護婦の宿舎に直接求人ありたるものにして急を要し、公共職業安定所と連絡する暇のないときは宿舎の責任者において居住する適当な登録看護婦を直行せしめ直ちにその求人内容及び就業した者の氏名について公共職業安定所へ連絡すること。夜間又は休日の場合は前項に準じ処理しその翌朝に公共職業安定所に連絡すること。

㊦の但書及び㊦の措置により登録看護婦が求人先へ直行したる場合は紹介状を後送すること

執務時間外に求人をつけしかも緊急を要する場合は当直員において看護婦宿舎に連絡して即刻適格者を紹介すること、この場合当直員は翌朝看護婦係にこれを連絡すること。

f
登錄看護婦の就業及び待期状況を明かにして常に紹介を円滑ならしめるため登録看護婦の名札を作
製して就業中宿舎、居宅、不在の別に分類掲示し毎朝調査し確認の上、就業中及び不在のものは朱
書、宿舎、居宅にて待期中のものは藍書をして整理すること、

〇六三六〇——周知宣伝

公共職業安定所が行う看護婦の職業紹介利用を高めるために常時趣旨の周知宣伝に努むるべきは、なほなほこの周知宣伝は継続的に次の方法によること

み ラジオ放送、新聞報道

わ ポスター、病院等に対する文書宣伝

c 病院、医院、理髪店、浴場等におけるビラの配布宣伝

〇六三七〇 業務運営協議会の開設

公共職業安定所は看護婦紹介の運営を円滑ならしめるために主要求人者、看護婦及び都道府県衛生部、看護婦係員、労働基準監督署係官等をもつて適時業務運営協議会を開催し、業務の改善看護婦の就業賃金の協定、一紙の利用促進方策等について協議すること

なお公共職業安定所は地方軍政部看護婦長及び都道府県衛生部看護婦課と連絡を密にし、常時看護婦の就業紹介事務の改善工夫に努めること

〇六三八〇 不良求人者に対する処置

不良求人者についてはその実情を調査記録し将来の紹介の参考とすること

〇六三九〇 宿舍の運営

み 看護婦は寮などの宿舍を必要とする場合が多いからこれが施設を考慮する必要がある

若し適当な宿舍施設がないときは従来の看護婦会、派出婦会の宿舍を当分の間、公共職業安定所の

委託宿舍として運営すること

委託寮宿には次のような看板を掲示すること

縦

〇〇公共職業安定所委託

看護婦〇〇〇宿舍

り 宿舍には責任者を定め、緊急求人の連絡を受け適切な看護婦を直行させ公共職業安定所との事務的

連絡その他看護婦の宿舍における諸般の事務をとらしめること

昭和二十四年三月五日

労働省取業安定局長

各都道府県知事殿

看護婦の取業紹介に関する件

取業安定法の施行に伴い従来看護婦会の行つていた救出行爲は労働者供給事業に該当するものとして禁止され、爾後の対策については、各地の実情に依じて種々考究実施されていくものと存ぜられ、公共取業安定所における看護婦の取業紹介については客年六月十四日取巻第六六五号通牒及び取業紹介手引（六、三〇〇—六、三九〇）により特設の御配葉を頒布してゐることと存ずるところである。

看護婦の取業紹介は、公衆衛生の向上及び増進の見地から、極めて重要な業務であるが看護婦の需要は晝夜の別なく緊急であり、而して看護婦の宿舎、居宅等に連絡し、患者の病状に適した看護婦のあつ施を要する等、一般の取業紹介とは異り、特殊の紹介技術を必要とするので、地方の実情と現在の公共取業安定所の組織では、これを円滑に実施することが困難であることと思料されるので、これらの実を考慮し看護婦を対象とする有料又は営利の取業紹介事業の制度を認められ、公共取業安定所のあつ施が困難と認められる場合に限つて中央取業安定委員会の意見を聞いて許可を行つてゐる。現状である。

然し公共取業安定所は、これが必要給結合の重要であることにかんがみ、有料営利取業紹介事業の制度に安易に依存することなく積極的に進んで研究工夫を重ね当該地方の状況に即応する方策を樹立し、逐次看護婦の取業紹介を円滑に行い得る方途を講ぜられよう御努力を煩わしたい。

なお、別紙は連合国軍司令部より地方軍政部あてに送付されてゐる月例指示の客年十二月分のうち看護婦の取業紹介に関する抜萃である。これに看護婦の取業紹介に関する方針が明示されてゐるから、看護婦

の取業紹介に關する地方軍政部との連絡にあたつては本件を参考として対処せられたい。
(別紙)

看護婦の取業紹介について

取業安定法施行以前においては、看護婦は概ねボスの支配下にあつた。

このボスの方法は、新会員、未経験者ある指導を與えて、合宿施設のもとにせられ、仕事の割当を行ひ就業させてきた。

派遣を受けた家庭では、このボスに賃金を支払い、ボスはこれら看護婦に適當なる賃金を支給してきたが、一般に看護婦はこの方法に満足し、自己が如何なる程度の搾取をせられてゐるを判らなかつた。このボスの支配を法律によつて禁止して以來、労働者はこれに代る制度を樹立する以前にボス排除の行動を開始した。この早期の行動の結果として著しい紛糾を招来したために、司令部労働課は積極的に司令部厚生課看護婦及び労働者と協力して満足なる解決方法を考慮しつつある。ボス支配の代りとなるべき方法は三ある。一、多くの公共取業安定所は看護婦の取業紹介を専門に行うサーブス係を創設した。

公共取業安定所は夜間及び休日にはその活動を停止するので、若干の困難を現存してゐるが、この突は迅速に改善せられつゝある。この缺点を除去する最も容易な方法は公共取業安定所の守衛、宿直室は看護婦求人者や宿舎の番屋番号をしろしむるよう取計らい、看護婦求人者や看護婦個人と直接、接するようになせることである。

二、看護婦に關しては取業安定法第三十二条により許可をうけて取業紹介事業を行うこととされてゐる。これは

は有料取業紹介事業と営利取業紹介事業とに分類する。この二種のうち前者が望ましい。その理由は、手数料等看護婦からの徴収される料金が比較的少額で従つてボスの介入の動機を弱めるからである。

昭和十一年取業安定法関係法令の改正により有料取業紹介事業は営利取業紹介事業より少額の許可料で

事業を行うことができ、而も何等保証金の供託を行う必要がない。

三、看護婦は労働組合を組織することができ、職業安定法第四十五条により合法的に労働者供給事業を運営することができる。看護婦は正規の労働組合を組織する希望を表示していないので労働者供給事業を運営するだけの目的のために労働組合を組織するよう奨励する理由は少ない。なを、現在においては、多くの労働組合はボス即ち支配をうける機会が多い。

昭和二十四年七月四日

東京都労働局長

管下公共職業安定所長殿

看護婦の職業紹介について

様記については数次の通ちように基きそれを用ひ御努力中のごとく存するが左記事項について未だ不充分と認められろから格段の工夫努力を願いたい。

委託寮については別紙委託寮運営要領に基き遺憾なきを期せられたい。

記、

一、専任係の設置

専任係の置いてない所があるが、なるべく早急に設け利用者に不便のないようにすると共に登録看護婦の常用化を図り六月一日迄取收が五九三号「看護婦の求人受理職業紹介について」通ちようを参考とし、就労条件の向上並に求人者啓蒙に努めること。

二、連絡の強化

付添婦の求人を受付け、管内に登録派出席がない場合、多くは漫然と適当な求職者の来所を待ち求充足のまつ並置されてゐるが、かゝることのないよう直接委託寮又は登録者のある安定所に対して電話その他の方法により連絡すること。

三、形式紹介の一幕

形式紹介については打切るよう指示してあるが未だ安易にこれに頼る傾向が見受けられろが、委託寮を主とする求人申込は特殊の場合に限られるのであるから禁止趣旨を徹底せしめ形式紹介の根絶に努め

ること、乃至、勤務時間外の紹介に意を用ひられたい。

四、宣伝の常時励行

本件措置のためには常時地道な啓蒙宣伝が必要なのであるが、とすれば、此勝ちであるから他の業務における宣伝その他の行事を活用する等地道な努力に意を用いること。

従来の看護婦会等が永年に渉り策き上げた形式は短期間の宣伝行事を以つてしては断ち切る事は困難であるから、宣伝は常時継続して励行に努められたい。

別紙

委託寮運営要綱

一、委託寮においては安定所に対して求人申込の取次ぎ安定所長の指示に基いて寮頭の派出事務の代行を行ふこととせざる。但し、委託寮以外にてこれが類似行為は当然禁止規定にふれる。

一、寮費は、寮員と寮主との自主取協定によるのが原則である。然しなから軍政部の意向もあり先取三ロロ円と指示したのであるがその後の状況により、次の基準により当番者間に協定を行わしめられたい。

A級 一人一、五圓とし二十五人以上收容し得るものにして交通便利し得る交通機関ニ以上にして十分以内に到達出来ること一防火、衛生、環境良好にして本望築電話設備（直通）を有する宿舍として適當なもの

B級 二十人以上收容し得る交通機関ニ以上にして十五分以内に到達出来る防火、衛生、環境通暢と認められ電話設備（直通）を有する宿舍として適當なもの

C級 十人以上收容出来る交通機関まで三十分以内に到達し得る電話（呼出を含む）を利用すること出来る一取住宅とす

D級 右以外のものにして適當と認められもの、

一、A、B級の防火については消防法、衛生、環境等については消防法の寄宿舍に関する条件に基いて

判断し地区毎に業者を集め各寮の該当級につき協議せしめる。

級別	寮費	物品保管	配給受領	蒲団代	雑費	備考
A	八〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	一回二付キ一〇円	宿泊一日に付キ二〇円	拒否は否決せざる場合は半額とする。
B	七〇〇円	二〇〇円	〃	〃	〃	
C	五〇〇円	一〇〇円	〃	〃	〃	
D	三〇〇円	一〇〇円	〃	〃	〃	

右金額は何れも最高額であるから右範囲内で自主的に協定せしめること

(寮費以外は該当事項のある場合のみ徴収し得るものとす)

- 一、安定所との連絡の必要上から自宅がありながら寮員として登録されている者については、連絡費は一五〇円とする。
- 一、二ヶ月以上の長期に渡り就眠し、月四回以内しか帰寮せざるものについては爾後その状態のつづく限り寮費は三分の一を減ずるよう指導すること。

一、派出料金については手引に基いて協定を行うこと

一、寮主において求人取次を行う場合は「求人申込取次費を収成記入を履行せしめること

月／日 求人者名 所在地 病名 条件 安定所への連絡時間及び事項 安定所の指示事項 処理経過

一、寮において求人申込を受けた場合は禁止趣旨を説明し直ちに派遣出来ず主旨を伝へ直ちに安定所に連絡したるのち安定所の指示に従って処置するよう指導すること

一、右求人取次の場合自寮に待機中の者がないことを理由として取次を断るマヒカないよう留意すること。

一、寮費徴収明細帳を作成して寮員より毎月徴収せる額を記入せしめること。

一、求人取次があつた場合安定所は求人取次による求人受理である旨を明らかに識別し得るようになすこと

とこの為には次の「取次求人受理費」を整理しておくこと。

月／日	求人者名	所在地	病名	条件	取次者名	取次者よりの連絡事項	連絡費の指示事項及び処置経過
-----	------	-----	----	----	------	------------	----------------

昭和二十六年十月十七日

寫

労働省職業安定局長

各都道府県知事殿

有料職業紹介事業の許可対象となる職種の追加指定に関する件

職業安定法施行規則第二十四條第一項第八号による労働大臣が定める職業として労働省告示第十九号を以て十月十五日から新に「家政婦」が追加指定されたので、これが運用施行については、左記諸点を充分留意の上遺憾のないよう取計われたい。

なお、有料職業紹介事業を行う者の許可料・手数料並びに営利職業紹介事業を行う者が供託する保証金の額も近く変更される予定であるので、新規に事業許可の申請をしようとする者に対しては、右変更に伴う命令、告示の公布後に申請するよう指導されたい。

但し既に事業許可を受けた者が本職種を追加申請する場合はこれを為さしめて差支えない。

記

一、家政婦とは従来、家政婦、派出婦、派遣婦、附添婦等と呼ばれていた家事雑役、患者の雑世話の仕事に臨時的に雇用される婦人労働者をいうのであつて、会社、工場、商店、官署等の雑役、小使婦及び女中は含まないものであること。

二、家政婦並びに着装婦を取扱職種とする有料職業紹介事業の許可申請に対する都道府県及公共職業安定所の附する意見書は十月四日附職発第六一七号通達別紙要項二並びに三の2及び6の趣旨に則い、且つ

同要項三の4により実施される公共職業安定所の機能強化の可能限度と参酌した上、與申すること。

三、家政婦並びに看護婦の公共職業安定所における業務並びに政府以外の者の行う事業に対する許可方針については十月四日附職発第六一七号通達別紙要項に基き運用されるものであること。

参考一 告示案

○ 労働省告示第十九號

昭和二十四年、労働省告示第十六號（職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二號）第二十四條第一項第八號の規定により、労働大臣が定める職業指定）の一訂を次のように改正し、昭和二十六年十月十五日から適用する。

昭和二十六年十月十七日

労働大臣 保 利 茂

第四号の次に次の一号を加える

五、家政婦

参考 二

○ 労働省告示第十六號

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二號）第二十四條第一項第八號の規定により労働大臣が定める職業を次のように指定し、昭和二十四年七月十七日から適用する。

昭和二十四年八月十日

労働大臣 鈴 木 正 文

一、調理士

二、マキン

三、映画演劇関係技術者

四、美術モデル
五、家政婦

昭和二十六年十月二十三日



労働省 職業安定局長

各都道府県知事殿

有料職業紹介事業に係る許可料並びに手数料の變更に關する件

有料職業紹介事業の許可を受けた者が納付する許可料の額並びに右の者が徴収する手数料の最高額に關する規定については、労働省 令 経済安定本部令 をもつて別紙案の通り十一月一日公布、施行され従前の規定は廢止される予定であるので左記諸侯充分御了知の上これに伴う切替措置につき遺漏のないよう取進めるとともに業者に対する指導監督を嚴正に勵行し円滑な運営ができるよう御配意願いたい。

記

一、従前の規定と變つた要矣

1、許可料

事業所の所在地市町村人口による差等を廢し、且つ大巾に裁額されたこと。

2、手数料

イ、徴收方法を簡素化し一般関係者に理解しやすいようにしたこと。

ロ、登録制度による徴收方法を廢止し、且つ登録職業紹介事業における臨時又は日雇の職業に従事する求職者の紹介手数料を求職申込の最初の月から百分の八としたこと。

二、新旧規定の切替に伴い必要な措置

1. 料金表の届出

現に許可を受けて事業を運営するものの料金表の変更については、新しい命令に基づき、現在の許可内容を勘案の上別紙料金表記載例に準じて作成せしめ十一月一日までに都道府県に届出せしむること。

なお、都道府県はこの届出の内容が適当であると認められるものについては、労働省に遅一部を送付し、不適當のものについては直ちに訂正せしめた上同様の措置をとること。

2. 現に許可申請中のものの料金表

現に新規又は継続のための許可申請中のものの料金表については新しい命令に基づく料金表を作成せしめ労働省に二部送付すること。

3. 許可料の適用期日

新許可料は、許可書の日附が十一月一日以降のものから適用されること。

4. 許可申請中のものの許可料

新規に許可の申請中のものが許可される場合は十一月一日以降の日附で許可書を交付する予定であること。

又事業継続のための許可申請中のものの本年十月中旬以降に許可の有効期間が切れるものの許可書の日附及び許可料の額についてはその処分のあつた都府県通知する予定であること。

三 適用上留意すべき事項

1. 料金表の掲示

料金表は隠蔽なく改正せしめ利用者に判然とするよう見やすい場所に掲示せしめること。

2. 手数料の徴収

求人、求職の受付並びに充足又は、就職に伴う報酬は料金表に示した以外にはいかなる名義による

も徴収することはできないものであり、例えは求職者を呼び出すための電報料金又は、求職者を引率したために要した交通費等の実費を徴収することも違反であること。

職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十二條及び物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四條の規定に基き、有料の職業紹介事業を行わうとする者が納付する許可料の額及びその者が徴収する手数料の最高額を次のように定める。

昭和 年 月 日

労 働 大 臣 保 利 茂
経済安定本部総裁 吉 田 茂

（許可料の額）

第一條 職業安定法（以下法という。）第三十二條第五項の規定により、有料の職業紹介事業の許可を受けた者が納付する許可料の額は、左の各号に掲げるとおりとする。

- 一、実質職業紹介事業の許可を受けた者 五百円
- 二、営利職業紹介事業の許可を受けた者 一千円

（手数料の種類）

第二條 法第三十二條第六項に規定する実質職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者が徴収する手数料は、求人又は求職の申込を受けたときの受付手数料及び求人を充足し、又は求職者を就職させたとき

の紹介手数料とする。

(手数料の最高額)

第三條 前條の手数料は、別表に掲げる限度を超えてはならない。

(手数料の徴収方法)

第四條 受付手数料は、求人又は求職の申込を受付けたときに徴収し、紹介手数料は、日雇入れられる者の場合は、就労した日に、その他の者の場合は雇入れられた期間が一箇月に満たない者については、その期間の末日に、一箇月以上の者については、最初の一箇月間の末日に徴収するものとする。

2 紹介手数料は、求人者及び求職者の双方又は一方から徴収するものとする。

3 求人者及び求職者の双方から紹介手数料を徴収する場合は双方から徴収する紹介手数料の合計について別表を適用する。

附 則

1 この命令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 昭和二十三年労働省令第四号は、廃止する。

3 二の命令施行の日前に紹介を受けて就職したものに係る紹介手数料については、なお従前の例による。

料 数 手 介 紹		料 数 手 付 受	
二、雇い入れの者で、引続き一箇月以上入る者を入れたる者	一、引続き一箇月以上入る者を入れたる者	三、求取受付の場合	一、求人受付の場合
一件につき百円	一件につき五十円	一件につき三十円	一件につき三十円
	同一求取者の紹介料は一箇月前に徴収回数	同一の求取者に対し一箇月前に三回	徴収回数の限度
最初の一箇月前に支払われた賃金総額の十分の一	その雇用期間中に求取者に支払われた賃金総額の百分の八	一件につき五十円	一件につき五十円
		同一求取者に対し一箇月前に三回	徴収回数の限度

料金表の作成例 (一) (実費職業紹介事業)

料金表

名称

本所が実費の職業紹介事業を行います場合には、次のとおり手数料を申受けます。

一、受付手数料

求人又は求職の申込を受理しました場合は、その際次の手料を申受けます。

1. 求人の受付

一件につき 三〇円を求職者から (徴収しない場合はその旨記入すること)

2. 求職の受付

一件につき 三〇円を求職者から

但し同一の求職者について一箇月四回以上は申受けません

(徴収しない場合はその旨記入すること)

(又は)

求職の受付

一件につき 三〇円を一箇月一回限り求職者から

二、紹介手数料

就職が決定しました場合には、求人者、求職者、両方から次の手数料を申受けます

(求人者、求職者両方から徴収する場合その額の合計は左の額を超えないこと、及び次の……の箇所を挿入すること。)

1. 雇用された期間が一箇月以上の場合

一件につき 一〇〇円を一回限り

最初の一箇月の終りに求人者から〇〇円を、求職者から〇〇円を申受けます。
この場合契約の形式が常用、臨時又は日雇の何れであるとを伺いません。

2. 雇用された期間が一箇月未満の場合

一件につき 五〇円を

その雇用期間の終りに、求人者から〇〇円を、求職者から〇〇円を申受けます。

（但し、同一の求職者について一箇月四回以上は申受けません。この場合契約の形式が常用、臨時又は日雇の何れであるとを伺いません。）

昭和 年 月 日

責 任 者

料金表の作成例 (一) 営利職業紹介事業

料金表

名 称

本所が営利職業紹介を行います場合には、次のとおり手数料を申受けます。

一、受付手数料

求人又は求職の申込を受理しました場合は、その際次の手数料を申受けます。

1. 求人の受付

一件につき 五〇円を求人者から（徴収しない場合は、その旨記入すること）

2. 求職の受付

一件につき 五〇円を求職者から

但し、同一の求職者について一箇月四回以上は申受けません。

（徴収しない場合は、その旨記入すること）

(又は)

2. 求取の受付

一件につき 五〇円を一箇月一回限り求取者から

二. 紹介手数料

就取が決定しました場合には、求人者、求取者、両方から次の手数料を申受けます。

へ求人者、求取者両方から徴収する場合その額の合計は左の範囲を超えないこと及び次の……の箇所を挿入すること。

1. 雇用された期間が一箇月以上の場合

最初の一箇月前に支払われた賃金総額の一割を、その一箇月分の賃金が支払われた直後に、求人者からその〇.〇%を、求取者からその〇.〇%を申受けます。

2. 雇用された期間が一箇月末満の場合

その就取者の賃金総額の八分をその雇用期間の終りに、求人者からその〇.〇%を、求取者からその〇.〇%を申受けます。

この場合契約の形式が常用、臨時又は日雇の何れであるかを問ひません。

昭和 年 月 日

責 任 者

昭和二十六年十月三十一日

寫

名 都 道 府 縣 知 事 殿

労働省 職業安定局長

有料の取業紹介事業を行う者が徴収する手数料に関する件

十月二十九日 労働省 令 第一号を以て、取業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十二條及び物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第四條の規定に基き、有料の取業紹介事業を行わうとする者が納付する許可料の額及びその者が徴収する手数料の最高額を定めた命令が公布され、十一月一日から施行されることとなつたについては、左記事項を御留意の上許可業者に対し本命令の趣旨を充分徹底せしめ手数料徴収の方法、金額等に誤謬のないよう指導すると共に随時事業所は勿論求人、求取の両者についても査察を施行し適正に運用されるよう御配慮願いたい。

記

一 第三條の別表について

1. 求人受付の場合の一件とは、同一の求人者が同時に数取種、又は数人の求人申込みをして一件と数えられること。

2. 求取の受付の場合の一件とは、求取者一人一人について各一件と数えられ、求取者が許可業者に求取申込の際同時に数種の取業について、手続をしてその異つた取業を夫々一件と数えることはできず、且つ同一の求取者が既に求取申込をしている取業に就取する爲に再来しても新たな求取申込とは看做ないこと。

3. 紹介手数料の場合の一件とは、同一の求人者に数人の求取者が同時に就取した場合であつても各々の求取者と求人者との結び付きを夫々一件と数え、一求人者対数人の求取者の結合を一件として数えるものではないこと。

4. 求取受付手数料は一箇月間に三回まで徴収できるとしたのは三回までの求取受付ができることとするものではなく、受付回数は無制限であつて同一の許可業者は同一の求取者から一箇月間に四回目以降の料金は徴収してはならないとしたものであること。

5、実費取業紹介事業の場合における日々雇い入れられる者及び雇い入れられた期間が一箇月未満のものについての紹介手数料もまた前項同様同一許可業者のあつて就取できる回数は一箇月に三回までとしたのではなく、就取回数は無制限であつて、同一の許可業者は一箇月前に同一の求取者に同じ、紹介手数料を四回目以降の就取に対して徴収してはならないとしたものであること。

6、この命令で一箇月とは起算日から起算日の属する月の翌月の前日までをいい、紹介手数料の命令で一箇月とは起算日から起算日の属する月の翌月の前日までをいい、紹介手数料

7、雇い入れられた期間とは、契約に係りなく実際に雇われた期間を結果に基づいて決められるものであること。

8、往つて数日同雇用の契約で雇われた者が雇用期間の途中で契約を變更し、又は一日一日の契約で雇われた者が結果において同一の雇用主に引続き一箇月以上に亘つて雇われたことになつた場合は実費取

業紹介事業の場合は百円、実利取業紹介事業の場合はその雇用された初日から一箇月前に支払われた賃金総額の百分の十の額が紹介手数料の最高額となるものであること。

9、引続きとは雇用されていた期間中に休暇があつても差支ないものであること。

10、同一の雇用主に継続して雇われた者についての場合は二箇月からは紹介手数料を徴収できないことは勿論である。

11、雇用期間中に労働者自身で他の求人者と直接交渉して新しい雇用主に雇われた場合は紹介に基く就取とは看做れず紹介手数料は徴収できないものであること。

12、賃金総額とは、労働者の対価として通貨をもつて支払われる賃金の総額をいい、心付、旅費等は賃金に含まれないものとする。

二、第四條について

1、紹介手数料は、この條文に示された日以降の日に徴収しても差支えないか、條文に示された日前に徴収することは違反であること。

2、従つて紹介手数料が充足又は就取徴収直ちに徴収できないことから紹介手数料を徴収するまでの保証等の意図で予め金品を保管する等のことは、この條文の精神に違反するものであること。

3、第四條第三項の規定は、第三條を補足したものであつて両者から分割して徴収してもその合算額が第三條の別表に示す一件についての最高額を超えてはならないものであること。

取発中六一七号

昭和二十六年十月四日

寫

労働省 職業安定局長

各都道府県知事 殿

看護婦等の職業紹介に関する件

標記の件に關しては、旧職業紹介法に基く勞務供給事業規則の廢止以來職業安定法のもとにこれが紹介体制の刷新を図り、その成果も着々著りつゝあること、各位の御努力によるものであるが、最近に得た各種の情報から判斷すると未だすべての地域でこの運営が理想的に行われてゐるとは鬼料しかねるところであるので、今後別紙要領により貴管下公共職業安定所を指導されると共に、職業安定法の適正な運用に一層の御配慮を煩はしたい。

一、趣旨
看護婦等の職業紹介業務刷新要領

職業紹介は政府機関である公共職業安定所を中心となつて、無料を公共に奉仕する精神に基づいて行われることが国際間にも認められた根本方針であつて、看護婦等のあつ旋についてもこの例に倣れるものでないことは勿論であり、この理想に向つて進んでいるのであるが、現行法においては職業安定機関以外のものゝ行う職業紹介並に労働者供給事業もまた一定の制限を設けて許可しているところである。

公共職業安定所によつてはこの方針を理解し、看護婦等の職業紹介業務について独自の創意と工夫により極めて良好な成績を収めているものもあるが、反面公共職業安定所自から行うための努力を欠き、民営事業に一切を委ね、あるいは旧来の慣性で職業安定法施行当所の過渡的措置とそのまま続行して改善することなく、公共職業安定所本来の使命を忘却している向も一部に見受けられ、このまゝ放置するときは職業安定機関の信用を失墜する虞もなしとしないので、この際徹にこれを自戒是正し、需給の円滑を期する。

二、方針

1. 公共職業安定所の機能を刷新強化する。
2. 協議会を設置して公共職業安定所の業務運営に協力を求める。
3. 公共職業安定所の技能が管轄区域内に参透し、駐い場合においては政府以外の者の行う労働者供給事業又は民営有料職業紹介事業を許可する。
4. 前々項の措置は看護婦家政婦の需要ある地域を管轄する公共職業安定所はすべて行うものとし、これに加えて3項の措置を併せて採るが否かについては都道府県知事は予め管下公共職業安定所並

三、方法

がに同出張所毎に調査し、之が方針を樹立し置くこと。

1. 管内需給状況の把握

公共職業安定所の管轄区域毎に看護婦へ看護婦とは保健婦 助産婦 看護婦 看護婦 看護婦 昭和二十三年法律
九十二号三号に依り看護婦及び準看護婦を云う以下同じ。家政婦 巡道婦 附添婦 派出婦等と
わけている家事雑役の職業に臨時的に雇用される婦人労働者を総称する以下同じ。の需要状況並び
将来の見通し及び求取状況について調査すること。

このことについては職業安定機関以外の者が許可を得て行つてゐる紹介は勿論許可なくして求人、
求取両者の依頼に依りてあつてゐるものについて調査すること。

2. 調査結果の利用

都道府県知事は、この調査結果を従来の公共職業安定所の取扱成績と比較検討し別紙様式により整備
しこの方針樹立の基礎資料としこれを公共職業安定所の技能強化及び民営事業許可の申請の際の参
考として活用すること。

なお本省においては許可申請の審議の爲必要ある場合は、右方針書及び調査書の提出を求めることが
あること。

3. 業務報告

公共職業安定所及び政府以外の者の行う事業についてこの業務報告は改正されるがこのことについて
は別途通達する。

4. 公共職業安定所の技能の強化刷新

(一) 業務機構の整備

A 担当係

派出看護婦 家政婦の紹介がたまたま統計上の「日雇」として扱われるものが多いため、このうち、日雇労働者の職業紹介を取扱う労働課（係）で担当している公共職業安定所において、日雇労働者職業紹介業務手引（昭和四〇年）に指示した通り一般の紹介を取扱う職業（業務課（係））で取扱うよう事務分掌を改め、中郡市以上の業務量の多い公共職業安定所では独立の担当部門を設置すること。

B. 担当取員

派出看護婦 家政婦の紹介業務を担当する取員には、この種労働事情に最も通曉し、求人求取両者に信頼の念をいだかせることができるものを選定し、且つ短期間に取務を変更すること、

C. 担当取員の任務

派出看護婦並に家政婦の紹介は面接相談、紹介、紹介後の確認まる全一取員が一貫して行うことが出来るようにし、要すればこの担当取員は雇用主係の援助という形において、求人者と直接接触し、求人者の受理は勿論求人開拓、求人者との情報交換が行われるようにすること。

また当該担当取員は随時求取者の就職先を巡回訪問し雇用主や求取者の問題を聴き取場の実際を見て、その解決に当り、求取者の適応性を高めるため就職中の輔導に意を用いる一方、この結果を公共職業安定所の業務改善の資料にすること。

この担当取員には業務量に依り他の業務を兼務させることは差支えはないが、兼務する業務はなるべく家事労働、保健、医療に關する職業の紹介とし、派出看護婦、家政婦の紹介業務に支障をきたす虞のあるものはこれを避けること。

D. 担当取員の監督者

この担当取員を監督する者は組織上は紹介係長の下にあるものであつても、課長、係長を向は

す實際に監督指揮にあたり、相談相手になることが事務量、力量からして適するものを当てること。

E 担当職員に対する他の職員の協力

担当職員が事故その他のため不在の場合又は執務時間外夜間、休日等における緊急な求人申込にも速に求取者を選んで紹介することができるよう庶枝の措置が他の職員によつて執られるよう事務機構を常に整備しておくこと。

(二) 紹介業務

A 紹介状

派出看護婦並に家政婦の紹介は多くの場合求人受理と同時に既に申込まれている求取者中から適格者を選定し、または指名が課付のものゝ時を移さず、電話使丁などの方法を求取者に連絡して紹介しなければならぬ場合もあるから、電話で連絡したときは紹介状は後送し使丁の連絡による場合は予め紹介状を用意して、使丁に持たせ求取者がその紹介を受諾したときは直ちに紹介状を渡し、求取者が公共職業安定所に紹介状を受取るためわざわざ出頭することなく、速に求人先に赴くことができるよう求取者の便宜を計ること。

B 求人票の作成並に保管

雇用主台帳は雇用主係で保管しておくことは一般の場合と同じでよいが、求人票は派出看護婦並に家政婦の紹介の特殊性に鑑み他の分類と別にし担当職員の使用に便利な場所に置くこととし、一回の求人申込の充足によつてこれを保存処理することなく同一の求人先からの申込には最初の求人票を利用し求人票の紹介状況欄の余白がなくなつたときは補助紙を添付して使用すること。

C 求取者台帳(求取票)の作成並に保管

派出看護婦並に家政婦の場合に限り求取票の代りに求取者台帳をもつてし、その用紙は求取票の用紙を使うこと。

派出看護婦並に家政婦は前に付いた経験のある職場では、求人者も求取者も最初の仕事上の注意や仕務を教えたり、聞いたりする手数がはぶけることから好都合のことが多い。従つて紹介に先だつ適格者の選定に當つてもその職場に経験があるかどうかを参考にしなければならぬので求取票の用紙を使つた求取者台帳にはその求取者の過去の看護婦又は家政婦としての綴付歴（雇用主、雇用期間）を記載し、次に爾後の紹介状況が順次記入できるようにした補助紙を作成添付して求取者台帳として活用すること。

作成添付して求取者台帳として活用すること。

この求取者台帳の保管は求人票と同様他の求取票と別にして担当係の便利な場所に置きその有効期間はその求取者がその公共職業安定所の紹介で派出看護婦又は家政婦として働くことがなくなるまでとすること。

求取者台帳の分類は次の順に従つて整理すること。

看護婦 準看護婦 家政婦

更に稼働中、求取待期中、稼働中ではなれば本人の意志または公共職業安定所の判断で当分求人があつても紹介を保留しなければならぬもの。

D 求人票、求取者台帳の記入

紹介状況欄を紹介の都度即時完全に記入し、求人先にどんな求取者が目下稼働中であるかまたその求取者はこの求人先で稼働中であるか、その雇用期間の予定あるいは求取待期中であるか、どんな理由で一時紹介を保留してあるか判然とし、他の取員が見ても一目瞭然としていなければならぬこと。

E 一覽式求取者名義の作成

求取者の稼働状況を明かにするため求取者台帳の外に、求取者の姓名、居所、呼出方法、適性（免許その他略記）等を記入した一覧式名簿に日附を付し、就取先雇用予定期間、就労の確認が明かになるような表を添えたものを準備して活用すること。

又名札式名簿を裏返すことにより、求取待期中と否とを明かにする方法を採用することも便宜である。

F 徴章

派出所看護婦並びに家政婦が公共職業安定所からの電話連絡によつて紹介されることを承諾し、求人先に直ちに赴く場合もあり、その仕事の性質上家庭内に入つて起居を共にする関係もあり信用あるものでなければならぬので、公共職業安定所から紹介されたものであることを明示するため胸に適當な徴章をつけさせる等の方途を考慮すること。

G 手帳

派出所看護婦並びに家政婦が公共職業安定所の紹介によつて付いた経歴を自己の信用の表徴にすることができるように実印を添付し公共職業安定所からの紹介で就取した稼働歴が記入される様式の手帳を所持させ、求取受付票にも代えることができるような方途を考慮すること。

H 求取者との連絡

紹介に際しては(A)の通りでありが紹介されても不調になつたり雇用期間が終了あるいはなにかの都合で短縮したりした場合も求人先からすぐに自宅に帰つてしまふことなくできるだけ公共職業安定所に立寄り、その事情を連絡し併せて求人先の情報を伝えるようにさせ、また雇用予定期間が延長した場合には電話や、はがきで連絡するよう指導し、公共職業安定所はこのことにより必要な事項を求人票、求取者台帳、一覧式名簿等に記入した上適宜の措置をとること。

(三) 求人、求取の开拓

公共職業安定所は新しい求人、求取の獲得に努めなければならぬことは勿論であるが、従来ともすればこの最も重要な業務が放置されている向があつた。

今后は公共職業安定所独自の活動を積極的に行わなければならぬこと。

このように公共職業安定所が自から雇用主に働きかけるときは常用雇傭婦の松低している現在、派出雇傭婦の求人のみならず常用雇傭婦の求人も相当増加することが予想されるが、春秋の医療施設の繁忙期にはできるだけ派出雇傭婦も使用することを奨励すると共に求取者の开拓と相俟つてこれが充足につとめ、一方派出雇傭婦の求取者からできるだけ常用としての安定した職業生活に転ずるよう指導し、なお一般の求取者中からの充足を計り、更に不足の場合は直ちに宣伝その他の方途を講じ、又この種求人が多くが住込のである施設を有するものであるから、通勤でなければならぬものを通勤範囲から充足して、宿舍のある求人に対しては松く遠隔地に互つても求人連絡による充足の方法をとること。

(四) 求取者に対する労働機会の均等

公共職業安定所の紹介は新規の求取者であると、長く公共職業安定所に求取申込みしているものであると、また政府以外のもの、行う事業に求取申込みしていながら公共職業安定所にも求取申込みしているものであるとに拘らず指名の求人、外適格者である限り均等の労働機会が得られるよう取扱われるべきで、部外者からの陳情や圧力により左右されるようなことがあつてはならぬことは勿論であるが、求人者からの情報公共職業安定所の面接結果から不適格であつたり、不良求取者その他改善の余地のないものは紹介してはならぬこと。

(五) 広報活動を活発にすること

A 都道府県が行うべき広報活動

都道府県は随時繰返し新聞、ラヂオ、機関紙等を通じ看護婦、家政婦等の求人求職の取扱も公共職業安定所を奉仕していること、及び職業安定機関以外のものを行う事業の性格を明らかにし、その利害得失を正しく一般に認識せしめることにより職業安定法の正しい運営に協力させ雇用主の便宜を増進すると同時に労働基準法並に他の社会保険関係法の保護に導く。これらの労働者が明朗にして正常な労働機会と条件のもとで就労することができるよう、広く宣伝し公共職業安定所の利用度の向上を計ること。

B

公共職業安定所の行うべき広報活動

a

雇用主に対して

求人者は従来無許可のものに直接求人申込みをしたり、あるいは家政婦の紹介が許可されていながら看護婦の紹介業者に家政婦の求人申込みをしたりしていたものに対しては、今後そのような間違つたことをするときは電話を掛けなおしたり、更に公共職業安定所に赴いたりしなればならず、かえつて時間と手数がかりることを納得のゆくようよく説明し、公共職業安定所にまず申込みをよう指導すること。

又止むを得ない場合の外でできるだけ前もつて求人申込みし、且つ公共職業安定所の機能が充分發揮できる執務時間中に申込みることが、より適格者を紹介されることである旨を周知すること。

b

求職者に対して

無許可のものゝ有する宿舍施設に居住している看護婦並に家政婦あるいは、家政婦の紹介が許可されていながら宿泊施設に居住している家政婦に対しては速に公共職業安定所に求職申込みするよう指導すること。

c

その他

公共職業安定所の広報事務の担当は庶務課（係）であり、庶務課（係）で企画これ立案これなければならぬが、実施に當つては雇用主関係は勿論担当係、その他他の取組の協力を得る機会あることにその徹底を計り、公共職業安定所に申し込むことによりかえつて従前より不便になつた等のせしりとなぬかないうちを注意すること。

また最近自己を有利に導くため故意に公共職業安定所の業務を誹謗するものもある趣であるが、このような情報を得た場合は速かに充分な調査をとげ、正しい見解を一般に発表し誤解を解きなおすのようは言動をなすものに對しては、その事実が誇大であり虚偽であることの証拠を示して説明し再び妄動することのないうにすること。

また事実公共職業安定所が非なる点は平直にこれを認め速に改善する方法を講じ公共職業安定所は常に毅然たる態度で公共の機軸である矜持を保持することに努めなければならない。

5. 協議会の設置

(一) 協議会

公共職業安定所では雇用主側へ病院、医院、助産婦、保険婦、その他求人者の情報を得られるもの（）

求職者へ働く看護婦、家政婦（）

その他看護婦、家政婦の派遣事業に経験を有するもの、民間この種の事業に関心ある者及び公共職業安定所からなる協議会を設置して公共職業安定所に協力させること。

協議会の運営

協議会は雇用主側又求職看護婦、家政婦等側と各別に又は連合で臨時懇談会を開催して常に公共職業安定所と密接な連絡を保持し、意見や要望を交換して、需給の円滑、労働条件の改善、公共職業安定所の業務の改善に資し、且つ労働者の自覚と意識を昂揚、啓蒙するにための指導をすること。

と

協議会での求職者の発言が活発でないような場合は時々求職者だけの自主的なあつまりを別に開催することゝ奨励し、公共職業安定所はそれに出席する機会をもつこと。

またこの協議会及び求職者のあつまりに夫々適当な名称を附することは差支えないが、旧看護婦会、家政婦会、派出婦人会などによさうらしい名称はつけないように考慮すること。

(三) 担当職員採用

々(一)に述べた担当職員が公共職業安定所の現取職員中に得られない場合は新規に採用することとし経験あり且つ公務員としての資格もあるものを協議会の意見を聴いた上で抜く選抜し最適のものを採用すること。

この新規採用職員はとりあえず臨時職員とすること。

(四) 協議会の事業

々(二)子供の徴収、手帳はこの協議会の事業とすることも差支えないこと。

政府以外の者の行う職業紹介並に労働者供給事業

政府以外の者の行う無料職業紹介並に全国的組織を有する労働組合が行う労働者供給事業の外一切公共職業安定所の機能が及ばない場合に限り許可されるものであるから、看護婦、家政婦の労働組合が行う事業、民営有料職業紹介事業を大都市その他極めて特殊事情の存する地域で前々5の措置を講ずるものも公共職業安定所の機能が及ばないため許可されることを適当と認めるときは左により処理されるものであること。

なお事業許可の申請にあつては、公共職業安定所の機能が逐年強化され更にまた一層充実のため努力を饒げなければならぬものであり、公共職業安定所の機能が管轄区域内に渗透し易しところでは有料並に全国的組織を持たない労働組合の行う事業は認め難く、既に許可これ経営中のもの

であつても逐次公共職業安定所自体の力により吸収しなければならぬことを自覚し、單に申請者の意向を鵜呑みにし、あるいは前に許可してある者からの許可の有効期間更新のための申請であることを理由に詳細な調査を省略し、前例の意見をそのまゝ付する等のことがあればこれを是正し、申請のあつた都道府道府県及び公共職業安定所は夫々厳正な調査を行つた上独自の見解に基く意見を具申すること。

(一) 労働組合の行う事業について

労働組合がその事業の一つとして行う場合はその組合がたとえ全国的組織を欠いていても客観的に健全な組合であると認められるものからの申請であればこれを許可する方針には変りはないこと。

(二) 有料職業紹介事業

公共職業安定所の機能の及ばない地域で事業の許可を申請するものがあつた場合は弊害が予想されない限りこれを許可するものであること。

これがため準看護婦、家政婦を職業安定法施行規則オ二十四条に指定する職業とすること。

並に許可料、手数料、保証金の金額を改正することについて近く中央職業安定審議会に諮問される筈であり、それについては別途通達する。

(三) 公共職業安定所の行うべき査察

派出看護婦、家政婦の職業紹介業者等に対する公共職業安定所の査察は未だ充分の成績を挙げていないところもあるので、左の諸点に留意し嚴重にこれを励行し弊害の一掃を期すること。

A 許可事業に対する査察

許可業者が許可された以外の職業をも取扱ひあるいは種々の名義に、かくれて定められた手数料外の金品を求人求職の両者から徴収し、兼業を禁止されてゐる営業及びこれに類する事業を行

看護婦又は家政婦の職業紹介に關する方針書

都道府県名		公共職業安定所名		公共職業安定所で行う		政府以外の事業	
取種 看護婦 派出綿		採用しようとする方針 に○を附す		公共職業安定所で行う		政府以外の事業	
の別		労働組合の行う		賃料紹介		賃料紹介	
種別		無料紹介		供給事業		賃料紹介	
区別		無料紹介		供給事業		賃料紹介	
要許可事業数		()	()	()	()	()	()
規模(常時の数) 緑労働者数							
宿舍施設を有するものの数(収容人員)		()	()	()	()	()	()
許可しようとする地域 (市町村名)							
既許可業者数		()	()	()	()	()	()
同上労働者数							
理由 情反が							

政府以外の者の行う事業と必要とする場合

看護婦及び家政婦の需給状況調査

管轄区市町村名									面積	人口
主訴求人者（病院） の名称										
区 別	種 別	公共職業安定所 だけて扱った		公共職業安定所 の形式紹介		労働組合	営利事業	その他	計	
		件 数	人 数	件 数	人 数					
七、八、九月中の	紹介数	件	数							
	正日数	件	数							
		件	数							
	就寝数	件	数							
	正日数	件	数							
常時の登録求職者数										
事業所数		()	()	()	()	()	()	()	()	
* 同上宿泊施設のあるもの		()	()	()	()	()	()	()	()	
同上収容人員										
稼働日数										
同上中	食事付									
	食事自辨									
	主訴のみ自辨									
月	収									

註. 1. 看護婦、家政婦、夫々別々に作成すること。

2. 本所 出張所に分かれてゐる所は各々別に作成し、本所分に出張所の数を含まうこと。

3. 「要許可事業数」中には、既許可事業数を含む。

4. 「登録労働者数」とは、看護婦、家政婦の求取登録してゐるものを、現に稼働中のもの、及び求取待期中のものを含む。

5. 「月収」には税その他の公課、紹介、手数料、受付手数料、宿泊食費等の経費を差引かず且つに付、チップ等の収入は含めなう。

6. () 内には看護婦、家政婦の二職種を同一事業所を取扱うものの事業所数を含む数を入れること。

7. 公共職業安定所長の意見は別紙とすること。

昭和二十六年十月十日

厚生省 保険局長

都道府県知事殿

看護の給付の取扱いについて

健康保険法及び船員保険法の規定に基く標記の件については、今後た記の方針によることと決定したので、了知せられたい。

なお、従来の看護の給付に関する通ちようは一切廃止する。

おつて、貴管内の健康保険組合に対し、この旨通知されたい。

記

一、看護の給付の承認要件（船員保険にあつては支給要件）

（一）被保険者若しくは被扶養者の病状が重篤であつて、絶对安静を必要とし、医師又は看護婦が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

（二）被保険者若しくは被扶養者の病状は必ずしも重篤でないが、手術のために比較的長期にわたり医師又は看護婦が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

二、承認期間（船員保険にあつては支給期間）

病状又は手術の程度に応じ、最少限度必要を期間について承認を与えること。承認期間満了後引続き看護を必要とする場合は、再申請せしめ、その要否を審査し、承認を与えること。

三、看護者の資格要件

被保険者が看護の給付の承認をうけたとき、その看護を担当する者は、看護婦でなければならぬ。但し、現実には看護婦を求めることが出来ない場合もあると思われ、入院の場合は、看護補助者へ親族、友人を含まないが主治医又は施設の看護婦の指揮をうけて看護の補助を行うときは、看護婦に準じて取扱うことができるが、在宅患者の看護については、看護補助者を認めないこと。

四、取扱いの注意

(一) 緊急その他止むを得ない事由のある場合を除いては、事前承認を受けさせる取扱いとすること。

(二) 船員保険にあつては承認を必要としない。

(一) 被保険者若しくは被扶養者が看護の給付をうけようとするとき、看護婦を求めることができないで、止むを得ず看護補助者を求めた場合は、その事由と、その者が主治医又は施設の看護婦の指揮下にあることを立証するに足る施設長の証明を申請書へ船員保険にあつては届書へに附記又は添付させること。

五、他の法令により国又は公共団体の負担において看護費の支給又は看護があつた場合、

(一) 伝染病予防法により保険患者が伝染病院、隔離病舎等に収容されたときは、その費用は、同法第二十一條、第二十四條及び第二十五條の規定により国又は公共団体の負担に属するから看護に要した費用はこれを支給する必要がない。

(二) 保険患者が精神病院又は他の法律により精神障害者を収容できる施設に収容されたときは、その性質上施設内において看護が行われるべきものであつて、派出看護婦を必要とすることは甚だ稀であると考えられるので、申請があつたときは十分調査の上可否を決定するものとする。

(三) 療予防法により保険患者が国立又は私立療養所に収容されたときは、その費用は国庫の負担とするところであるから、看護に要した費用はこれを支給する必要がない。

(四) 性病予防法により保険患者が、病院又は診療所へ収容され、同法第二十一條第一項中二号及び第二項の規定により看護に要した費用を徴収されたときといえども、前記の看護の給付の承認要件を具備しな

い限り、これを支給しない。

六、看護料支給基準

概ね別表基準により、各都道府県の実情に即するよう決定し公示すること。

別表

看護料支給基準

- 一、普通疾病において、日当は、食費を含め二四〇円を基準とし、これに勤務地手当を公務員給金の例に
より加算する。
- 二、コレラ、ペスト、発疹チフス、天然痘の場合は、日当の五割増程度とする。
- 三、前項以外の法定伝染病及び開放性結核の場合は、日当の二割増程度とする。
- 四、徹夜勤務の場合は、日当の二割五分程度を加算ができる。
- 五、看護補助者の日当は、看護婦日当の二割五分引程度とする。

(写送付先)

社会保険出張所
社会保険審査官

昭和二十六年十月十日

都道府県民生部保険課長殿

看護の給付の取扱いについて

標記取扱いについては十月十日保発中七五号をもって、保険局長から都道府県知事宛通知されたところであるが、これが取扱いについては左記事項に御留意の上遺憾のないよう致されたい。

記

一、従来看護の給付の取扱いについては、各都道府県まちまちの傾向にあるので、局長通ちようが出された次第であつて、その承認要件に該当しない症例については当該施設において看護を行うべきである。

二、診療担当者に対しては、新しい取扱い方法を周知せしめ、医師の意見が濫に流れないようにするとともに、将来完全看護承認の方向へ漸進するよう指導すること。

三、将来派出看護婦の数が充足された際においては、たとえ入院の場合といえども、保健婦、助産婦、看護婦法の趣旨に従い看護補助者は認めない方針であるから、衛生部とも連絡の上派出看護婦の社会保険に協力する態勢の確立について格別留意すること。

厚生省保険局医療課長
厚生省保険局健康保険課長
厚生省保険局船員保険課長

四、看護料の支給基準の設定については衛生部と連絡の上派出看護婦団体と申し合せをなし、被保険者が差額を負担することのないうち考處すること。

五、日当二四〇円の算出根拠は別表看護料算出基準によつてゐるから参考とせられたい。

(写送付先 社会保険出張所)

別表

看護料算出基礎

1. 看護婦

$$4450(\text{国立看護婦初任級5級/号}) \div 23(\text{稼働日数}) = 193.48$$

$$193.48 \times 1.25(\text{特殊勤務考慮}) = 241.85 \text{ --- /日当}$$

東京の場合

$$241.85(\text{日当}) \times 1.25(\text{勤務地手当}) = 302.31 \text{ --- 普通病}$$

$$302.31 \times 1.2(\text{結核の割増}) = 362.77 \text{ --- 結核等}$$

$$302.31 \times 1.5(\text{ペスト、コレラ等割増}) = 453.47 \text{ --- ペスト、コレラ等}$$

$$2. \text{補助者の場合は看護婦の2割5分引とする} \text{ --- } \frac{3450(3級/号)}{4450(5級/号)} = 0.775$$

東京の場合

$$302.31 \times 0.75 = 226.73 \text{ --- 普通病}$$

$$362.77 \times 0.75 = 272.07 \text{ --- 結核等}$$

3. 前各号の計算に基づき看護婦の日当を240円(普通病)とする。

看護補助者の場合はこの2割5分引(180円)とする。

東京の場合

看護婦

看護補助者(0.75)

普通病

300円

225円

ペスト等以外の法定
傳染病、届出傳染病

360円

270円

五四

ペスト、コレラ、発
疹チブス、天然痘

450円

